

研究ノート

2017年度「外部講師による講演会」企画 『法学講演会—痴漢冤罪から見る刑事手続の問題点—』報告

足立 清 人

2017年度「法学講演会」企画チーム

目次

1. はじめに(解題)
2. 2017年度「法学講演会」開催までの経緯
3. 2017年度「法学講演会」学生取組みの概要と成果
4. 「講演会」企画前・後アンケートの結果—学生の変化
5. まとめ

1. はじめに(解題)

2017年12月5日(火)3限(13時~14時30分)に開催した2017年度「法学講演会—痴漢冤罪から見る刑事手続の問題点—」の概要と学生取組みの成果について報告する。

共通科目「法学」は、本学の全学部・全学年を対象として、憲法・民法・刑法の概要を講ずる講義である。松井茂記・松宮孝明・曾野裕夫『はじめての法律学HとJの物語 [第5版]』(有斐閣, 2017年)を教科書として使用している。例年、学部・学年に関わりなく、3,40名の学生が受講してくれている。その「法学」の講義に、弁護士を外部講師として招いて、ご講演をしていただく「法学講演会」の企画を、足立の2017年度2年ゼミナール(以下、ゼミと略する)の学生に提案した。足立がゼミ活動で行う学生教育・指導の一つである(アクティブ・ラーニング)¹⁾。学生には、

憲法・民法・刑法のいずれかの法律の枠内で、受講者が、現実生活と法律(憲法, 民法, 刑法)との関係を身近に感じられるようなテーマを設定して、講演会を企画することを指示した。

2017年7月の2年ゼミで、「法学講演会」のスタッフ募集のアナウンスをして、8月下旬に、企画チームが結成された。当初、学生は、足立が民法担当の教員であることから、民法分野からテーマを選定することを考えていたようだが、受講者が身近に(?)感じるテーマということで、刑法分野から「痴漢冤罪」をテーマとすることに決定した(その過程は、2. に記載する)。学生から、刑法分野の「痴漢冤罪」をテーマに講演会を開催したい、との報告を受けて、日本司法支援センター「法テラス札幌」の副所長を務めていらっしゃる弁護士 川上有先生に、「法テラス札幌」を通じて、準備段階での学生との打ち合わせも含

キーワード：アクティブ・ラーニング, ゼミナール, 大学教育, 取調べの可視化, 弁護士の立会い

めて、講演会の講師を依頼した。川上先生には、過去、何度か「法学講演会」の外部講師を務めていただいたことがあり、さらに、同じ「痴漢冤罪」のテーマで、かつて、ご講演をしていただいたことがあったからである。また、2016年3月に卒業したゼミの学生たちが、その2年次（2013年度）に、「法学講演会」を企画した際に、川上先生に外部講師を務めていただき、川上先生の学生指導により、大いに成長したという経験があったことも、川上先生に外部講師を依頼した理由の一つである。川上先生には、学生との事前打ち合わせも含めて、法学講演会で講師を務めることをご快諾していただいた。外部講師が決まって、学生の企画活動が具体的に動き始めていく。

本稿では、まず、「法学講演会」開催までの経緯を記す。次いで、2017年度「法学講演会」で学生たちが到達した学生取組みの成果を紹介する。その後、企画前後に学生に回答してもらったアンケートの結果を紹介して、学生たちの変化を確認して、最後に、まとめを記す。

本稿は、「痴漢冤罪」を素材に刑事手続きの問題点を明らかにするものではなく、当該問題をテーマに「法学講演会」を企画した学生取組みの概要と成果を報告するものである。足立は、刑事法を専門とする研究者ではないため、学生取組みの内容に間違いや誤解があることを恐れているが、その責任はすべて足立が負うものである。

2. 2017年度「法学講演会」開催までの経緯

2017年7月の2年ゼミ中に、「法学講演会」企画の開催（11月下旬か12月初旬を予定）のアナウンスを行い、8月下旬に企画チームが結成された。2年ゼミから、馬狩諒君、松下愛璃さん、樋口将嘉君、小田島遥菜さん、近藤直哉君、塩田育磨君、坪倉弘明君、苫米地

茉奈さんの8名の学生が参加することになった。学生たちの話し合いで、馬狩君がリーダーを、樋口君と松下さんとがサブリーダーを務めることになった。他の外部講師による講演会企画とは違って、今回の「法学講演会」企画では、学生自身が、憲法・民法・刑法の法分野のいずれかから、テーマを選定するものだったので、学生は、まず、テーマの選定のための打ち合わせを、2017年9月2日（土）に開催した（2017年11月20日（月）の時点で、第29回打ち合わせが開催されて以降、アジェンダ・議事録ともに作成されていない。2017年11月23日（月）に第3回川上先生との打ち合わせを行い、2017年12月5日（火）に「法学講演会本番」を迎えることから、おそらく40回前後の打ち合わせを行ったと思われる）。学生がテーマを決定するまで、足立も、誰に外部講師を依頼するか、動くことができなかった²⁾。当初、学生から出されたテーマは、足立が民事法分野の教員でもあることから、家族法上の問題や消費者保護の問題、そして、学生が日常生活で身近に感じることもあるブラックバイトの問題（労働法の問題）、さらには、プライバシー権・情報開示の問題、痴漢冤罪の問題などがテーマとして挙げられていたようである。これら挙げられたテーマのなかから、学生たちが興味関心をもって取り組めること、学生たちが法律的に知りたいこと、受講生が身近に感じられることや、講演会本番（11月下旬か12月初旬）までのスケジュールなどを勘案しながら、2017年9月11日（月）の第2回打ち合わせで、刑法分野の「痴漢冤罪」をテーマに講演会を開催することに決定した。学生たちは、判例情報検索データベースTKCロー・ライブラリーや論文検索データベースCiNii Articlesから、「痴漢冤罪」に関わる判例・裁判例や「痴漢冤罪」に関わる文献資料の検索と収集に取りかかり始めた。学生たちのテーマ決定を受けて、足立も、1. はじめに（解題）に記したように、「法

テラス札幌」を通じて、弁護士 川上有先生に、事前打ち合わせも含めた、「法学講演会」の外部講師を務めていただくことを依頼した。依頼の結果次第で、新たに外部講師を探して依頼するか、または、直ぐに川上先生との事前打ち合わせになるかもしれず、先のスケジュールを読むことができなかつたため、学生には、企画案の作成を早急にまとめるよう指示した。

川上先生との打ち合わせが、2017年10月23日（月）に決定したことから、学生たちは、少し余裕をもって企画案の作成に取り組むことになった。川上先生との第1回打ち合わせ前に、担当教員の前での模擬プレゼンテーション（以下、プレゼント略する）を、2017年10月7日（土）、15日（日）、21日（土）と3回行った。学生の企画案は、当初、痴漢事件とは何か、痴漢事件の刑事手続、痴漢冤罪事件の裁判手続などを扱うワイドショー的な内容であった。学生たちの勉強が進み、先輩学生や足立の指摘を受けて、川上先生との第1回打ち合わせでは、次のような内容の二つの企画案を提案した。

第一案は、「痴漢冤罪から見る刑事手続・裁判の問題点」として、学生取組みで、

- ・事前講義で、①刑法・刑事手続の大原則、②憲法上の被疑者・被告人の権利の保障、③刑事手続の解説、④痴漢の事実的な問題の解説、⑤痴漢の法律上の問題の解説（迷惑防止条例違反、強制わいせつ罪）を予め受講者にレクチャー。
 - ・法学講演会本番では、痴漢冤罪事件を動画またはパワーポイントで解説
 - ・痴漢冤罪事件が生じうる刑事手続上の問題点の解説
 - ・刑事手続上の問題点の改善策の提示
- を行い、それを受けて、川上先生には、
- ・痴漢冤罪事件に遭遇した場合の対処策
 - ・刑事手続上の問題点の解説

をご講演してほしい、という内容であった。

次いで、第二案は、「性犯罪厳罰化によるメリットとデメリット」として、学生取組みで、

- ・性犯罪厳罰化に至る経緯の説明と、性犯罪厳罰化の刑法改正案の解説
 - ・性犯罪の非親告罪化に着目して、その解説と、法改正から生ずる問題点の提示
- を行い、それを受けて、川上先生には、
- ・性犯罪厳罰化による性犯罪予防効果の如何
 - ・性犯罪厳罰化に対しての実務家の評価
- を講演して欲しい、という内容であった。

川上先生から、二つの企画案に対してのご指摘を受けて、学生たちは、「痴漢犯罪から見る刑事手続・裁判の問題点」をテーマに「講演会」企画を進めていくことに決定した。勉強が進む過程で、刑事手続に関わる実務家の声を聴いてみたい、ということになり、北海道警察、警視庁、札幌検察庁に、刑事手続の問題点に関する質問書を送付した。そもそも質問書を受け付けてもらえなかったり（門前払い）、回答が戻ってきても、型どおりの回答であったり、と、学生たちは社会の現実を思い知らされることになる。また、受講者の関心を惹くために、痴漢冤罪事件から刑事手続に至る動画の撮影を行うなどの工夫も行った。先輩学生、足立との打ち合わせや模擬プレゼンを重ね、11月13日（月）の川上先生との第2回打ち合わせも経て、11月27日（月）に、川上先生との最終打ち合わせを行った。最終打ち合わせで、学生たちが、川上先生に提示した企画案は次のとおりである。

決定案

講演会テーマを、「痴漢冤罪からみる刑事手続の問題点」として、学生取組みでは、

- ・導入として、痴漢冤罪事件の発生の原因と、刑事手続上の問題点を、パワーポイントと

動画で解説する。刑事手続上の問題として、取調べの非公開の問題を提示する。

- ・刑事手続上の改善策として、「取調べの可視化」と「取調べへの弁護士の立会い」を提案する。その提案に当たって、日本の取調制度と諸外国の取調制度の比較、取調べの可視化と弁護士の立会いのメリットとデメリットを提示、デメリットに対しての解決策の提示

- ・無辜の不処罰と必罰主義の解説

を行い、それを受けた川上先生のご講演では、

- ・学生取組みと学生が提示した解決策に対しての講評
- ・取調べの可視化と弁護士の立会いを含めた、日本の刑事手続に対しての川上先生のお考え

をご講演していただくものであった。

川上先生から最終的なご指摘を受けて、それ以降、企画案の内容の検討とリハーサルを繰り返して、12月5日(火)3限の本番を迎えることになる。

3. 2017年度「法学講演会」学生取組みの概要と成果

ここでは、12月5日(火)3限(13時～14時30分)の2017年度「法学講演会—地下冤罪事件から見る刑事手続の問題点—」で学生が使用した講演会原稿を紹介する(原稿の紹介について、学生たちの承諾は得ている)。約3ヶ月にわたる学生取組みの成果である。まず、タイムスケジュールを記す。

13:00～13:02 司会(苦米地さん)による注意事項の説明

13:02～13:07 川上先生による自己紹介と「法テラス」の業務内容の紹介

13:07～13:22 痴漢冤罪事件を素材に、現行の刑事手続に対しての問題提起(馬狩君、松下さん)

13:22～13:37 現行の刑事手続に対する改善策の提示(近藤君、塩田君)

13:37～14:22 川上先生のご講演

14:22～14:27 川上先生への質疑応答

14:27～14:30 アンケート記入、講演会終了

次いで、学生原稿を紹介する。

【痴漢冤罪事件を素材に、現行の刑事手続に対しての問題提起】

苦米地さん：私たちが提示します本講演会のテーマは、痴漢冤罪からみる刑事手続の問題点です。刑事手続の段階に、警察官・検察官による取調べがあります。取調べについて調べていくなかで、取調べは警察官・検察官・被疑者の当事者にしか知りえない部分があるということがわかりました。そのため警察官・検察官による自白強要、誘導尋問が行われる可能性があり、その結果冤罪が生まれてしまうと私たちは考えました。しかし、いま現在、どのような取調べが行われているのかという真実を知るための術はありません。よって今回の講演会では、皆さんが普段利用している公共交通機関で発生しやすい痴漢冤罪を題材にして、闇に包まれた取調べを明らかにし、冤罪を減らすためにはどのような手段があるのかという点について講演していきます。それではまず、冤罪とは何かという説明をさせていただきます。馬狩君お願いします。

馬狩君：ここから冤罪と、現場での痴漢冤罪の発生要因についての説明をさせていただきます。刑事事件において、罪を犯していないにも関わらず犯罪者として扱われ、処罰されてしまうこと、これを冤罪と言います。冤罪に巻き込まれると、時間、社会的地位、お金、多くのものを失い、その人の人生に多大な影響を及ぼす可能性があります。冤罪の中でも、今回は電車内での痴漢事件における冤罪について触れていこうと思います。現場での発生原因として、三つの要因が考えられます。ま

ず一つ目は、被害者の勘違いです。スクリーンの写真にご注目ください。こちらの写真では、女子高生の臀部に被疑者の鞆が触れていますね。このように、故意なく被疑者の持ち物や身体の一部が触れてしまい、被害者が痴漢されたと誤認してしまうケースです。二つ目の要因は、人違いです。こちらの写真では、女子高生の右側に立っている人が痴漢の真犯人です。しかし、左側に立っている人が疑われてしまうというケースです。このような場合が、混雑した電車内で、真犯人が他にいるにも関わらず、被害者が犯人でない人間を告発してしまい痴漢犯とされてしまうケースとして考えられます。三つ目は、被害者を装った人間が被害を受けていないにも関わらず慰謝料等の示談金目当てで被害をでっちあげる場合です。これは先ほどの場合に比べて件数は少数に収まります。以上が冤罪と、現場での痴漢冤罪の発生要因についての説明となります。

苦米地さん：次に、痴漢を例とした刑事手続の流れを説明します。松下さんお願いします。
松下さん：ここから刑事手続の流れを説明させていただきます。被疑者は逮捕をされて勾留という段階を経て、警察官・検察官による取調べが行われます。被疑者は起訴されると、裁判で無罪か有罪かの判決を受けます。このように、事件の犯人を明らかにし、犯罪の事実を確定して刑罰を決定する手続のことを、刑事手続といいます。今回は、先ほど紹介した痴漢冤罪の三要因の一つである人違いによって、ありもしない疑いをかけられてしまったAさんの場合を紹介します。ここで、逮捕から裁判までの流れをまとめた動画を観ていただきたいと思います。スクリーンをご覧ください。

〔ここで、学生作成の動画を流した（足立注）。〕

いかがでしたか？先ほどの動画は冤罪事件についてのものでした。Aさんは最終的に無

実にもかかわらず有罪判決を受けてしまいました。動画の中でAさんが取調べを受けているときに、警察官は机を叩いたり、大声で怒鳴っていたりしましたよね？これらの行為は、Aさんの無実を主張する機会を奪っていると私たちは考えました。どのような取調べが行われ、どのようにして被疑者が自白をしたのかという過程は、実際取調べを行った警察官、検察官、被疑者本人にしか知りえないのです。自白を得るための脅迫的な取調べが行われていたとしてもその証拠は存在しないため、被疑者が無実の罪で裁かれる要因が取調べの段階にあるといっても過言ではありません。

そこで私たちは、冤罪の要因の一つとして、刑事手続、特に取調べ問題の改善策について取り上げていきたいと思います。以上が刑事手続の流れの説明となります。

【現行の刑事手続に対する改善策の提示】

苦米地さん：ここからは、私たちの考える刑事手続の問題点の改善策を提案していきます。それでは、法学が大好きな塩田君と、法学を勉強している途中の近藤君に今までの講演を踏まえて、改善策について話してもらいます。二人の会話をお聞きください。

塩田君：法学が大好きな塩田です！

近藤君：法学を勉強中の近藤です！

塩田君：これまでの話で、刑事手続は闇に包まれているって理解できた？

近藤君：無実の人が犯罪者として扱われるケースがあって、さらに取調べが公開されていないから、その中で自白強要がされているおそれがあるってことだよ。

塩田君：そうそう。じゃあこれを改善していくにはどんなことができると思う？

近藤君：うーん…そうだなあ…例えばさ、実際に自白強要されているとしたらビデオとかで記録したらどう？

塩田君：それは 取調べの可視化っていう考えだね！

近藤君：取調べの可視化って？

塩田君：取調べの可視化っていうのは、警察や検察が行った取調べを録音・録画して後からチェックできるようにするってことだよ。これによって、被疑者の精神を追い詰めて自白を強要させるような不正な取調べが防げるんだ。

近藤君：そうだよな。映像や音源があれば、取調べの中で何があったのかすぐにわかるもんね！

塩田君：うん！それと可視化の他にもう一つ、取調べでの弁護士の立会いというのはどう？これは取調べの時に弁護士に必ず立ち会ってもらってというものなんだけど。

近藤君：弁護士の立会い？それにはどんな効果があるの？

塩田君：弁護士が立ち会うことで、警察・検察は不正な取調べをすることはできないし、自白の強要などの防止にもなる。また、被疑者に不利な調書が勝手に作られることも防止できるんだよ。

近藤君：そうなんだ～。じゃあその取調べの可視化と弁護士の立会いを実際に取り入れていけばいいじゃないか！

塩田君：って思うよね？でも現在の日本では一部の事件でしか録音・録画の義務がないんだよね。また、弁護士の立会いは全く認められていないんだ。

近藤君：なんだって！日本ではって言ってたけどさ、じゃあ日本以外で認められている国っていうのはあるの？

塩田君：あるよ！スクリーンの表を見てみて。欧米諸国では取調べの可視化、弁護士の立会いの制度は多く認められているよ。その点、海外から見ると日本はとても遅れていると言われてるんだよ。国連は日本政府に対して、弁護士の立会いのほかに、完全なビデオ録画を定めるように求めてるんだよな。

近藤君：こんなにたくさんの国が取調べの可視化、もしくは弁護士の立会い制度を導入し

ているんだね。日本以外の多くの先進国が導入しているのがわかるね。でもどうして日本ではまだされていないのかな～…？

塩田君：それはね、この改善策を導入するにあたってデメリットもあるからなんだ。可視化導入で生まれるデメリットとして、取り入れたら取調べによる真相の解明が困難になるんじゃないかな。なんでかっていうとさ、警察が高圧的な取調べと判断されるのをおそれて、上辺だけの取調べになってしまう可能性があると思うんだよ。

近藤君：上辺だけの取調べって？

塩田君：警察官・検察官は、容疑を否認している被疑者に対してどの程度厳しい取調べをしていいのかわからなくなってしまい、結果として取調べ自体が緩いものになるかもしれないんだ。

近藤君：たしかに、その映像が証拠になって、実際に不正な取調べを行った人が処分されてしまう可能性もあるもんね。

塩田君：取調べを厳しくするか緩くするかという問題を迫っていくと、二つの対比した考えが出てくるんだよ。

近藤君：どういう考え方が出てくるの？

塩田君：一つ目の考え方を紹介するよ。一人でも多くの犯罪者を逮捕するためには、逮捕された人間の中に無実の人が含まれていても仕方がないという考え方だよ。

近藤君：その考え方を採用すれば多くの犯罪者を処罰できるけど、本当は犯罪を犯していない人も処罰されてしまうのはやむを得ないってことになるよね？

塩田君：そうだね。この考え方には、冤罪が生まれる可能性が高くなるっていう問題があるね。次に、もう一つの対比した考え方を紹介しよう。それは、人権尊重の立場から考えて、たとえ真犯人を逃したとしても罪のない者を処罰してはいけないという考え方。

近藤君：その考え方だと冤罪の被害を受ける人は絶対少なくなるよね。要するに、取調べ

を厳しくしたら犯人を多く捕まえられるけど冤罪も増えてしまい、逆に、取調べを緩くしすぎると、真犯人を取り逃してしまうという問題があるね。

塩田君：本来は犯罪者を裁いて、冤罪を生まないのが理想だけど、このどちらに重きを置くかはとても難しい問題なんだ。そして弁護士立会いを導入するにあたってデメリットとして挙げられるのは、弁護士の負担の問題なんだ。長時間における被疑者への取調べに弁護士がつきっきりで立会うことになれば弁護士一人あたりの負担が大きくなってしまふんだよ。

近藤君：なるほど、被害者の権利を守るのは当然だけど、弁護士の事情も考えないといけないんだね。可視化や弁護士の立会いというのは簡単には導入できないってことか。でも改善策をちゃんと考えれば導入できなくはないんじゃない？まず、取調べが緩くなるという問題点を解決していこうよ。

塩田君：そうだね。これは、高圧的な取調べを行って自白を得るという考え方によらずに、被疑者に無実を主張する機会を与えるような取調べを行えば、精神的に追い詰められた被疑者がやってないのに自白することはなくなるんじゃないかな。

近藤君：被疑者がやっていないと否定しているなら犯行をしていないということを前提にした取調べをやっていこうという発想に変えていくってことだね。じゃあ、弁護士の負担の問題についてはどうすればいいんだろう？

塩田君：それは、被疑者の一日の取調べの時間を決めたり、取調べの回数を制限したりして、取調べを行う時間自体を減らせば弁護士への負担も少なくなると思うんだ！どうかな？

近藤君：いい案だね。塩田くんが提案してくれた改善策を導入すれば可視化の範囲も広げられるし、弁護士立会いも実現できるかもしれないね。

塩田君：そうなれば、冤罪が減るかもしれないね！実現すれば実際に立ち会うことになる弁護士の方だったら、取調べの問題点についてどのように考えているんだろう？可視化についても是非聞いてみたいね！

苦米地さん：先ほどの二人の会話を振り返ってみましょう。被疑者への自白強要を防ぐ改善策として、一つ目に、取調べを録音・録画するという可視化を提案しました。導入することによって、被疑者の供述や、取調べの様子を確認することができ、高圧的な取調べを防ぐことができると考えました。二つ目に、取調べの際の弁護士の立会いを提案しました。取調べに弁護士がいることによって不正な調書作成を防ぎ、被疑者の立場を守ることができると考えました。これによって、被疑者が無実にもかかわらず自白することがなくなり、冤罪が減るのではないかという結論に至りました。これらを踏まえて川上先生に、学生の考えた改善策に対してのご講評と、先生の考える刑事手続の問題点についてご講演していただきたいと思います。

以上が、2017年度「法学講演会」で学生たちが使用した原稿である。「現行の刑事手続に対する改善策の提示」については、受講者の理解を助けるための工夫として、学生同士の掛け合い方式でのやりとりがなされている。文中の太字・ゴシックの部分は、学生が重要だと考えた部分をそのまま残している。学生が学生取組みの説明の際に用いたパワーポイント・スライドと、講演会で取ったアンケートの結果は、紙幅の関係上、本稿に添付することができなかった。これらの資料に興味のある方には、いずれの資料も提供することができるので、足立(adachi@hokusei.ac.jp)までご連絡をいただきたい(資料の提供について学生たちの許可を取ってある)。

学生取組みを受けて、川上先生のご講演が行われて、2017年度「法学講演会」も成功裡

に終わることができた。

4. 「講演会」企画前・後アンケートの結果—学生の変化

「講演会」企画に参加する学生には、講演会企画の前後に、次のようなアンケートに答えてもらっている。

【企画前アンケート】

- (1) 「講演会」企画に参加しようと思ったきっかけは何ですか。
- (2) 「講演会」企画を通じて、どのような能力・成果を獲得したいと考えていますか (①学習面, ②社会人基礎力面)。
- (3) (2)を踏まえて、実際にどのような行動(アクション)をしようと考えていますか。

【企画後アンケート】

1. 以下の問いに答えてください。
 - (1) 講演会前アンケート ((1), (2)) で掲げていたことは実現できましたか。
 - (2) 「講演会」の準備段階で、どのような行動をしましたか (①学習面, ②社会人基礎力面)。
 - (3) 企画開始前から講演会本番までの自分の行動(アクション)を振り返って、自分の行動をどのように考えますか (①学習面, ②社会人基礎力・事務面)。
 - (4) (3)を踏まえて、今後どのような行動(アクション)をしていこうと考えていますか (①学習面, ②社会人基礎力面)。
 - (5) 企画を通じて、伸びたと考えられる点(or力)、あまり伸びなかったと考えられる点(or力)を教えてください (①学習面, ②社会人基礎力面)。
 - (6) (5)を踏まえて、伸びた点(or力)を、今後、どのように伸ばし、あまり伸びなかったと考えられる点(or力)を、今後、どのようにして伸ばしていこうと考えま

すか (①学習面, ②社会人基礎力面)。

- (7) 企画自体の満足度を教えてください。(5点満点:5点 満足のいく行動ができた, 4点 やや満足のいく行動ができた, 3点 可でも不可でもない行動ができた, 2点 行動が物足りなかった, 1点 まったく行動ができなかった。)
 - (8) 今回の事案の解決を考えるに当たって、一番苦しんだ点を教えてください。
2. 「講演会」企画を通じて、何か特筆すべき出来事や発見などはありましたか。
 3. 「講演会」企画の改善点などがあれば、教えてください。
 4. 今後、このような企画をやってみたい、という希望やアドバイスがあれば、教えてください。

アンケートの目的は、①学生自身が、企画前後のアンケートを利用して、自らの意識や行動を振り返ることができるようにすることと、②足立が、企画前後の学生の状況を把握して、学生に対して適切なアドバイスとフィードバックをすることにある。もっとも、足立自身、アンケートを利用して、学生に対して適切な働きかけや後押しができていないのかと問われると、甚だ心許ない。その時間がない、というのはエクスキューズに過ぎず、学生を後押ししていくためのスキル、たとえば、コーチングのスキルを身につける必要がある。

2017年度「法学講演会」企画では、事前アンケートは8名、事後アンケートは5名の学生が答えてくれた。以下、アンケートに対しての回答内容を抜粋する。

【企画前アンケートについて】

- (1) 「講演会」企画に参加しようと思ったきっかけ
 - ・自分を高めるため。
 - ・自分が興味のあることを深く知る機会にな

ると考えたため。

- ・先輩学生の話しや、友人が参加することから。
- ・就職活動での面接に備えて。
- ・大学生活で、やり遂げる、という経験をしておくべきと思ったから。
- ・講演会に参加することで、さらに力を付けたいと思ったから。
- ・中途半端な人間にはなりたくないと思い、自分を変えるために講演会企画に参加した。
- ・前期の講演会を経験した同期の話を聴いて、自分もやってみたいと思ったから。
- ・企画に参加して、自発的な動きができるようにしたいと思ったから。

(2)「講演会」企画を通じて、獲得したい能力・成果

①学習面

- ・企画を通じて、勉強に対する意識を変えていきたい。
- ・判例研究と企画の両立をする力を身につけたい。
- ・まだ学習したことのない刑法を、分かりやすく伝えられるように、全体的に勉強をしていく。
- ・自分のやるべきことをやり遂げる。
- ・勉強の仕方、周りとの連携の仕方、など、今後の活動に影響を与える力をつけたい。
- ・周りとの連携をとり、自分がやるべきことを理解して、それを共有する力を身につける。
- ・必要な知識を自分から学ぶ姿勢を身につけたい。

②社会人基礎力面

- ・忙しくても、やるべきことはやる力を身につけていきたい。
- ・チームで働く力を伸ばしたい。
- ・期日を守るなど、当たり前のことを当たり前になす力を身につける。
- ・メンバー全員とコミュニケーションを取れるようになる。

- ・悔いや勉強不足がなかったと思えるような活動をしたい。
- ・人前で堂々と話すことができるような力を身につけたい。
- ・大学外の人間と交流することで、社会人のマナーを学ぶ。
- ・自ら講演会のテーマを決めて、講演会の全体像を構築していくことで、物事を自分から計画、遂行する能力を獲得したい。
- ・グループワークで積極的に発言できる能力を身につけたい。

(3) (2)を得るための行動（アクション）

- ・メンバーと情報共有を密に行い、協力する。
- ・リーダーに任せきりにせず、主体的な行動を心がける。
- ・判例研究と同時並行で、求められることをこなしていく。
- ・作業を分担して、自分のやるべきことが決まったときに、それを期日までにやり遂げる。
- ・空いている時間を勉強に充てる。
- ・先輩や教員のアドバイスをしっかりと聞いて、報告・連絡・相談を欠かさずに行う。
- ・リーダー任せにして、指示されたことを行うばかりではなく、自分から提案、実行していけるようにする。
- ・資料集めなどの作業を人任せにしない。
- ・打ち合わせでは、怖じ気づかないで発言する。

【企画後アンケートの回答】

- (1) 講演会前アンケートの (1), (2) の成果
- ・忙しくても、やるべきことを考え、実践することができた。
 - ・勉強する意欲が高まった。
 - ・判例研究と企画の両立を達成できた。
 - ・チームで働く力を身につけることができた。
 - ・企画前に考えていたことを実現できた。
 - ・成長することができた。

- ・メンバーとコミュニケーションを取ることができた。

(2) 準備段階の行動

①学習面

- ・知識不足を感じて、自発的に勉強に取り組むことができた。
- ・外部講師にヒントをいただき、可視化について勉強することができた。
- ・可視化について文献資料を読みこむことができた。
- ・一見難しそうな刑法を、受講者にいかに身近に感じさせるかについて、メンバーと議論した。
- ・関連する文献や資料を探し、読み、勉強の成果を文書にした。
- ・自分の勉強の成果を皆に話した。
- ・勉強は手をぬかず、しっかりと知識を身につけることができた。

②社会人基礎力面

- ・企画書作成の際に、メンバーに分かりやすい企画書を作成することができた。
- ・リーダーとして、メンバーをまとめることができた。メンバーがだらけていたときには、リーダーとしてしっかりすべきだった。
- ・サブリーダーとして、リーダー・チームの助けになる作業をすることができた。
- ・議事録の提出など、自分の担当以外のときにも配慮すべきだった。

(3) 企画中の行動 (アクション) の振り返り

①学習面

- ・テーマに応じて、必要な知識を、勉強を通じて、身につけることができた。
- ・まだ講義でも学んでいない、刑法の勉強に取り組むことができた。
- ・自分のやるべきことは、責任をもってこなすことができた。
- ・勉強の計画を立てて、早い段階から勉強をすれば良かった。
- ・途中から企画に加わったので、出だしが遅れた分、しっかりと勉強をして、皆に追いつくことができた。

つくことができた。

②社会人基礎力面

- ・外部講師前プレゼンで、思い通りのプレゼンができた。
- ・メンバーに適切な指示をすることができた。
- ・LINEを利用して、自主的な情報共有を図ることができた。
- ・メンバー同士の雰囲気を良くすることができた。
- ・積極的に動くことができれば良かった。
- ・時間厳守を徹底することができた。

(4) (3)を踏まえての今後の行動(アクション)

①学習面

- ・勉強をすれば、視野が広がることが分かったので、様々な知識を身につけて、面白味のある人間になれるよう頑張りたい。
- ・早い段階から勉強を進めていく。

②社会人基礎力面

- ・仕事相手のことを想像できる人間になりたい。
- ・仕事相手に好かれる人間になる。
- ・アクティブな提案と実践をしていく。
- ・ウィットに富んだジョークを飛ばしつつ、適格な発言をしていきたい。
- ・皆の意見にただ従うのではなく、自分の問題として考えてみる。
- ・時間厳守は当然なので、伸びた点は、継続、発展させていく。
- ・周りに気を配ることができるようにする。

(5) 企画を通じて伸びた点と伸びなかった点

①学習面

伸びた点：

- ・忙しい中でも、勉強する力は伸びた。
- ・計画して勉強する力がついた。
- ・複数の事柄を両立して行うことができるようになった。
- ・何をやるか決まっていなかったとき、何も知識がないときに、どうやって勉強をしていったら良いかが分かった。

- ・知識がない分野を自力で勉強して、メンバーで共有しなければならない作業は、間違っただけを教えられないというプレッシャーとの闘いだっただけ。調べたことが、本当に正しいのか、そうでないのか、という不安もあったが、一から企画を創り上げていく楽しさを感じることができたし、だからこそ、自分たちらしさが出せたと思った。

伸びなかった点：

- ・勉強について、他人任せなところがあった。

②社会人基礎力面

伸びた点：

- ・自分の思いをプレゼンテーションする力。
- ・キャパシティが広がった。
- ・他人とコミュニケーションを取れるようになった。

伸びなかった点：

- ・早起きなど、規則正しい生活を送る力。
- ・報告・連絡・相談など、社会人として当たり前のことがまだまだできなかった。
- ・リーダーシップの難しさ。
- ・事務作業をしなかった。

(6) (5) を踏まえての行動 (アクション)

①勉強面

伸びた点：

- ・本を読むことで知識が得られることを知ったので、たくさん本を読みたい。
- ・読んだ内容を文字におこして、計画をしていく。
- ・複数の事柄の両立。
- ・早い段階から計画をして勉強していく。
- ・時間の確保の仕方や優先順位の付け方が分かってきた。

伸びなかった点：

- ・勉強について、他人任せの部分を改善していく。

②社会人基礎力面

伸びた点：

- ・プレゼンテーションは場数をこなすことが大切だと分かったので、様々な機会を逃

さずに、練習していく。

- ・コミュニケーションを積極的にとっていく。

伸びなかった点：

- ・早寝早起きを心がけて、規則正しい生活をする。
- ・議事録やアジェンダの作成など。
- ・積極的にリーダーシップを発揮すること。
- ・自分から発信・提案できるようになる。

(7) 企画の満足度

企画後アンケートを提出してくれた5名では、平均4点となった。

(8) 事案考案の際に苦しんだ点

- ・外部講師や足立の前でのプレゼンテーションが終わるたびに、メンバーが安堵してしまい、モチベーションを維持することが難しかった。

- ・企画案の作成など、いつもギリギリになり、焦って取り組んでいた。

- ・企画案が煮詰まったときに、視点を変えて考えること。

- ・取調べで自白強要させないためには、どうしたら良いか。

- ・可視化や弁護士の立会いは確かに良い方法だが、それ以外に何があるかを考える点に苦労した。

- ・改善策を提案しても、その改善策にデメリットがある、様々な立場の人の利益を考慮しなければならない、など、考えれば考えるほど、疑問や矛盾が生まれてきて、自分たちが納得する答えにたどりつくのに相当に時間がかかった。

2. 「講演会」企画を通じての特筆すべき出来事や発見

- ・企画メンバーと仲良くなることができた。
- ・企画メンバー全員で、刑法を一から勉強して、講演会を成功させたこと。

- ・弁護士の面前でのプレゼンテーション。

- ・メンバー同士の絆が深まった。

- ・1人の力では完成できないし、皆で協力す

るからこそ、それぞれのメンバーの良さも分かり、達成感も大きいと感じた。

3. 「講演会」企画に対しての改善点

- ・レギュラーの判例研究と「講演会」企画の両立。
- ・報告・連絡・相談をしっかりとすること。
- ・オンとオフの切り替えをしっかりと行い、やるべきことは危機感をもって取り組むこと。
- ・リーダーシップの発揮の仕方。
- ・打ち合わせの回数が多かった。
- ・無駄話で時間が取られることを避ける。
- ・時間にルーズな点は改善の必要がある。

企画の満足度は、企画に参加した学生全員の平均ではないが、4点と高いものだった。本企画は、他の「外部講師による講演会」企画と違って、ある程度、学生たちが自由に企画テーマ・企画案を決定して、企画活動を展開していったことも、高い満足度の理由になったと考えられる。また、同時期に2年ゼミの学生が取り組んでいた2017年度「債権法講演会」に対してのライバル心もあったように思われる。「法学講演会」企画の方が、「債権法講演会」よりも若干遅れてスタートした。「債権法講演会」のテーマ決定・企画案作成の難しさや、チーム運営・チームワークの問題を見て、「債権法講演会」よりも良い企画にすると学生たちが意識したことも、「法学講演会」の企画活動のモチベーションになっていたようである。

学生たちの「講演会企画」参加の理由は、自分を変えたい(変わりたい)、力を伸ばしたい、という点にあったように思われる。企画に対しての満足度が示すように、企画終了後のアンケートも、自分自身に対して好意的な評価が多かった。

学生たちに、ある程度自由に、企画活動を展開させた反面、本「講演会」企画に参加した学生全員から、企画終了後のアンケートが

提出されなかったことから分かるように、企画を通じて、学生に規律性を身につけさせることができなかった。企画活動中に、学生をどのように導いていくか、そして、企画終了後、学生たちの自信、その成長の自覚を、どのように定着させていくかは、学生指導・足立の課題である。

5. まとめ

以上が、2017年度「外部講師による講演会」企画『法学講演会—痴漢冤罪から見る刑事手続の問題点—』の概要と学生取組みの成果である。企画当初は、ワイドショー的な関心からの企画立案で、どうなるかと心配だった。学生たちは、川上先生、ゼミの先輩学生(と足立)からの指摘を受けつつ、学生同士の議論を通じて、取調べの可視化と弁護士の立会いという刑事手続上の問題点に辿り着いた。学生たちは、川上先生、先輩学生(と足立)の指摘を受けつつも、ほぼ独力で、講演会の構成や原稿を創りあげた。この点、学生たちの頑張りや成長を評価したい³⁾。学生たちは、お忙しいなか外部講師を務めていただいた川上先生からも、お褒めの言葉をいただいた。

2年次の「外部講師による講演会」企画は、足立の学生指導・教育スケジュールでは、学生たちに、企画立案の楽しさ、専門的な学習の面白味や、企画実現による達成感、それによる学生の自信と成長の自覚を与えることにある。4.に見られるように、学生にそれらの思いを植え付けることはできたのではないと思われる(思いたい)。

「外部講師による講演会」企画は、外部講師の協力がなければ成り立たないものである。足立の無理なお願いを受け入れて、学生教育・指導に手を貸していただいた弁護士川上先生に、この場を借りて、謝意を表したい。「法学講演会」後の学生の取組み・姿勢に、川上先生による学生指導の成果を見て取るこ

とができる。

また、あらゆる「外部講師による講演会」企画と同様に、本企画も、学生の自主的な参加がなければ成り立たない。企画のために自分の時間を割いて、企画に参加してくれた学生たちにも、謝意を表したい。「講演会」企画に取り組んで、そこから学んだことは、学生たちの実績である。

(了)

¹⁾ 詳細は、拙稿「『外部講師による講演会』企画での民法教育と社会人基礎力の育成：法教育との関連も視野に入れて」法と教育6号79頁以下、拙稿「『外部講師による講演会』企画を通じての学生指導と教育」北星論集56巻1号43頁以下、足立清人・2016年度「債権法講演会」企画チーム（大部優斗，亀岡裕哉）「2016年度外部講師による講演会企画『債権法講演会—奨学金問題を考える』報告」北星論集57巻2号93頁以下を参照。

²⁾ 2015年度・2016年度の「法学」の講義には、憲法・民法・刑法それぞれに1回ずつ、札幌弁護士会から弁護士の先生を派遣していただき、ご講演を行っていただいていた。足立がそのコーディネーターを務めていたことから、学生が選定したテーマに応じて、そのときにご講演をしていただいた弁護士の先生の誰かに、2017年度「法学講演会」の講師を依頼しようと考えていた。

³⁾ その具体的な内容については、足立の専門外の分野なので、評価することはできない。

